# ふるさと犬山応援寄附金記念品募集要項

## 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により犬山市（以下「市」または「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「記念品」）を贈呈しています。

本市の魅力発信、地元特産品のＰＲ並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への記念品提供に協力をいただける事業者を募集します。

## 概要

本市のふるさと納税は、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるさと納税 forGood！、ANA のふるさと納税、JAL ふるさと納税、Amazon ふるさと納税など）を通じて、寄附者が寄附金額に応じた商品（記念品）を自由に選択し、寄附を行う仕組みとなっています。事業者から提案のあった商品が、本市ふるさと納税の記念品として認められた場合は、各サイトを通じて広く紹介します。サイト掲載料については、市で負担しますので、事業者負担はありません。

ふるさとチョイス　楽天ふるさと納税　さとふる　ふるなび

ふるさと納税 forGood！　ANA のふるさと納税　JAL ふるさと納税　Amazon ふるさと納税

※上記サイトの外、「auPAY ふるさと納税」、「セゾンのふるさと納税」「JRE MALL ふるさと納税」「ふるラボ」「KABU＆ふるさと納税」「V ふるさと納税」「OIOI ふるさと納税」「まいふる by AEON CARD」「CareNet ふるさと納税」「ふるさと納税デパート」「ニフティふるさと納税」「Yahoo！ふるさと納税」にも掲載しています。今後、掲載サイトは増える可能性があります。

## 記念品の提案要件

記念品の提案ができる者は次に示す地元事業者であり、記念品としての要件は次頁に示すものとします。（事業者自身が取り扱う商品及びサービスが募集の対象となります。）

| 事業者の要件 |
| --- |
| ●市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。<br>ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をＰＲしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。<br>●市税の滞納がないこと。<br>●代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。 |

| 記念品の要件 |
| --- |
| ●以下①～⑦（平成３１年総務省告示第１７９号第５条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。<br>① 市内で生産（収穫、栽培等）されたもの<br>（例）市内で収穫した野菜、米、果物<br>② 原材料の主要な部分が、市内で生産されたもの<br>（例）市内で生産した果物を 100%使用し、市外で製造しているジュース<br>③ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、当該返礼品の半分を上回る付加価値が生じているもの<br>※単なる切断、瓶・箱等の包装容器に詰めること、部品の組み立て等のみ市内で行っている場合は不可<br>（例）市内の事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内工場で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの<br>③イ（熟成肉） 愛知県内において生産された食肉を原材料として、市内において熟成することにより、当該返礼品の半分を上回る付加価値が生じているもの<br>（例） 愛知県産牛肉を市内で熟成加工したもの<br>③イ（精米） 愛知県内において生産された玄米を原材料として、市内において精白することにより、当該返礼品の半分を上回る付加価値が生じているもの<br>（例） 愛知県産玄米を市内で精白したもの<br>③ロ（企画立案）市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半が市内で生じている旨の証明がなされたもの |

④ 市内で生産されたもので、近隣の他市町村内で生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）
（例）本市を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に市内で生産された米を出荷して、当該 JA が市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
⑤ 本市のＰＲを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等
（例）本市を PR するためのオリジナルのポストカード
⑥ ①～⑤に該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの（ただし、組合せた商品のうち、①～⑤に該当する商品が主要な部分を占めていること）
（例）市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット
⑦ 市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が本市に関連するもの
（例）市内でのレジャー体験、市内で提供されるお墓の清掃サービス
⑦-2（宿泊）市内に所在する宿泊施設であって、愛知県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務であること。
（例）愛知県内でのみ展開している運営者が運営する宿泊施設の利用券
⑦-３（宿泊）市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、「⑦-2」に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。
（例）愛知県外にも展開している運営者が運営する宿泊施設の利用券（一人一泊５万円以下）

●賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として、記念品の到着の際に１ 週間以上の期限があること。
●品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（予め期間や数量を限定することは可能）。

## 記念品の提案方法

記念品提案は随時受付しています。以下のものを持参もしくはメールにてご提出ください。

●ふるさと犬山応援寄附金記念品提案申込書　※記念品１つにつき１枚必要。
申請書の様式は、市ホームページに掲載しています。（ページ番号：1002359）
●記念品写真（画像）　※サイトに掲載する商品画像。JPEG、PNG データでのみ受付。

【提出先】　犬山市役所　経営部　経営改善課　ふるさと納税担当　（市役所本庁舎４階）
メールアドレス：furusato-kifu@city.inuyama.lg.jp

## 記念品の選考

記念品の選考は、この募集要項の規定、法令等に照らし合わせ、適当と認められるか総合的に判断します。**愛知県及び総務省による記念品認定審査も行う必要があります。**（市が愛知県及び総務省へ申請するため、事業者の作業はありません。）審査には時間がかかり、明確な審査期間は示されていません。審査の結果、記念品として取り扱うこととなった場合、その商品について本市と単価契約を締結します。

記念品提案 → 市審査 → 愛知県審査 → 総務省審査 → 契約締結 → サイト掲載準備 → 受付開始

## 記念品の発注及び発送

記念品の発注は本市から事業者へ、原則として毎週１回メールにて行います（火曜日発注が基本）。申込が無かった場合は連絡いたしません。

メールに添付する発注書（Excel データ）に、記念品名、配送先住所、宛名、連絡先等を記載していますので、その情報により記念品の配送手配を行ってください。（市から発注後、概ね７日以内にお願いします。）

記念品に事業者 PR、商品 PR などのパンフレット等を同封しても構いません。ただし、記念品とは別に送付することはできません。**連絡した寄附者の個人情報は記念品の送付以外の用途に使用できません。**

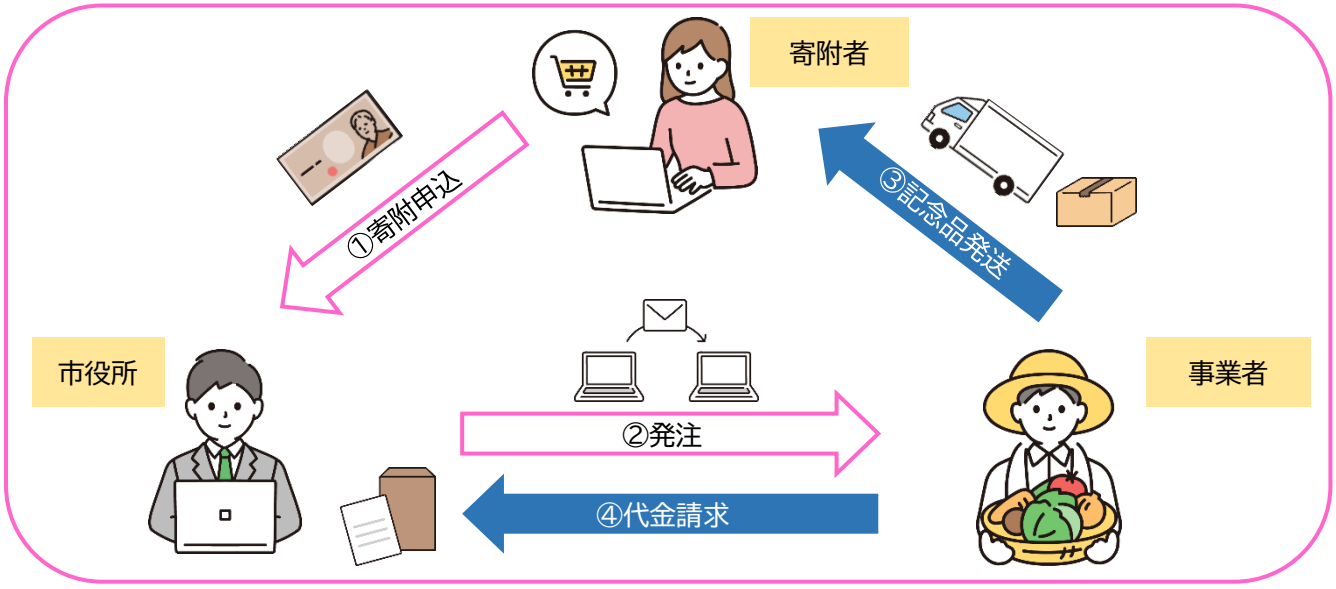

## 記念品の代金支払

寄附金額のうち、記念品代は3割以下にする必要があります。本市では、寄附金額は１，０００円以上としていますので、記念品代（商品代、送料、梱包代、消費税含む）は３００円以上のものからお取り扱いいただけます。

寄附金額＝記念品代（商品代＋梱包・送料など）÷３×１０の金額（千円未満切り上げ）

| 記念品代（税込） | 寄附金額 |
|---|---|
| ３，０００円 | １０，０００円 |
| ５，０００円 | １７，０００円 |
| １０，０００円 | ３４，０００円 |

例）　商品代4,200 円（税込）＋送料・梱包代800 円＝5,000 円（事業者への支払い金額）
5,000÷3×10＝16,666 円≒17,000 円（寄附金額）

送料は送付地域によって実際の送料は変わりますが、市が支払う金額は送料実費ではなく、申請書に記載した金額となります。（さとふる、ふるなび掲載の場合は取扱いが異なります。P6,P7 参照）なお、北海道、沖縄、離島など送付対象とできない地域がありましたら、その旨を申込書に記載してください。

記念品（送料含む）の代金支払については、記念品発送後となります。以下のものを犬山市経営改善課へご提出ください。請求は、１か月ごとにまとめていただいても、発送ごとにいただいても構いません。

●請求書（押印不要）
●記念品発送の際の送り状の写し（配送先住所、氏名、送り状番号がわかるもの）
（チケット類の送付については、レターパック等での送付可。追跡できない普通郵便は不可。）

請求書及び送り状の写しについては、PDF 等データでの提出も可能です。
※送り状の写しは個人情報を含みますので、取扱いに注意してください。
※請求書の様式は任意ですが、本市規定の様式も使用可能です。本市規定の様式は市ホームページに掲載しています。（ページ番号：1001357）

市にて請求書受領後、請求書発行日から３０日以内に口座振込にてお支払いします。振込先口座は、事前に市への登録が必要です。登録手続きは、個別にご案内いたします。

## 記念品取扱期間

記念品は、単年度契約となります。（年度末の３月３１日まで）

翌年度については、年度末頃に市から更新の意向確認を行います。更新を希望する場合は、新しい契約書をお送りしますので、記名押印をお願いします。

## 届出義務

登録された記念品が次のいずれかに該当するときは、速やかに犬山市経営改善課に書面にて届け出なければなりません。様式は任意とし、メール、ＦＡＸでも構いません。

① 記念品の発送に遅延が生じたとき
② 記念品が販売中止になるとき（一時欠品を含む）
③ 記念品の品質及び配送過程等で問題が生じたとき
④ 記念品の産地及び製造者等に変更が生じたとき
⑤ その他提案申込書の記載事項に変更が生じたとき（金額変更、仕様変更等）

※⑤の場合は、ふるさと犬山応援寄附金記念品提案申込書による変更申請の提出が必要です。

## 記念品取扱い中止

記念品として登録された場合でも、次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止します。

① 記念品の提案内容に虚偽があったとき
② 制度の変更等により取り扱うことができなくなったとき
③ その他市に損害を及ぼす行為があったとき

## 記念品の毀損等の対応

記念品の毀損等による寄附者への対応については、記念品を発送した事業者の責任において対応してください。事案が発生した場合は、第一報及び顛末を犬山市経営改善課へ報告してください。

様式は任意とし、「毀損等の内容」、「対応状況」、「対応日時」、「対応者」等を記載してください。なお、事案発生後すぐに対応が完了する場合は、第一報は不要です。

**【記念品亡失、毀損が発生した場合】**

遅滞なくこれを引き取り、速やかに交換品を納入してください。なお、その際に発生する代金等は事業者の負担となります。

**【記念品引渡し後、寄附者の正常の管理のもとに故障や瑕疵が発生した場合】**

通常の商取引における購入者への対応と同様の対応をしてください。

## その他留意事項

**●個人情報の取扱い**

事業者は、記念品の送付において知り得た個人情報を厳重に取り扱うものとし、他の目的に使用してはいけません。ただし、記念品に同封したパンフレット等により、改めて寄附者から事業者への商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

**●委託等の禁止**

事業者は、この記念品に係る事務等を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、配送についてはこの限りではありません。また、権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。

**●妨害又は不当要求に対する通報義務**

事業者は、この記念品に係る事務等を処理するに当たり、暴力団関係者等から不当、違法な要求又は業務を妨害された場合は市及び警察に通報しなければなりません。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は契約を解除することがあります。

**●その他**

① 寄附者の意向によるため、発注を保証するものではありません。
② 梱包を含めた発送過程にも細心の注意を払ってください。
③ 商品の掲載順は市が決定します。

## 一部のポータルサイトについて

犬山市では、一部のポータルサイト運用について外部委託しています。外部委託しているポータルサイトから申込があった場合、記念品発注は外部委託先から事業者へ発注することとなります。

現在、外部委託しているサイトは「さとふる」、「ふるなび」の２サイトです。「さとふる」は株式会社さとふるへ委託、「ふるなび」は株式会社三洋堂へ委託しています。

【 さとふる の場合】

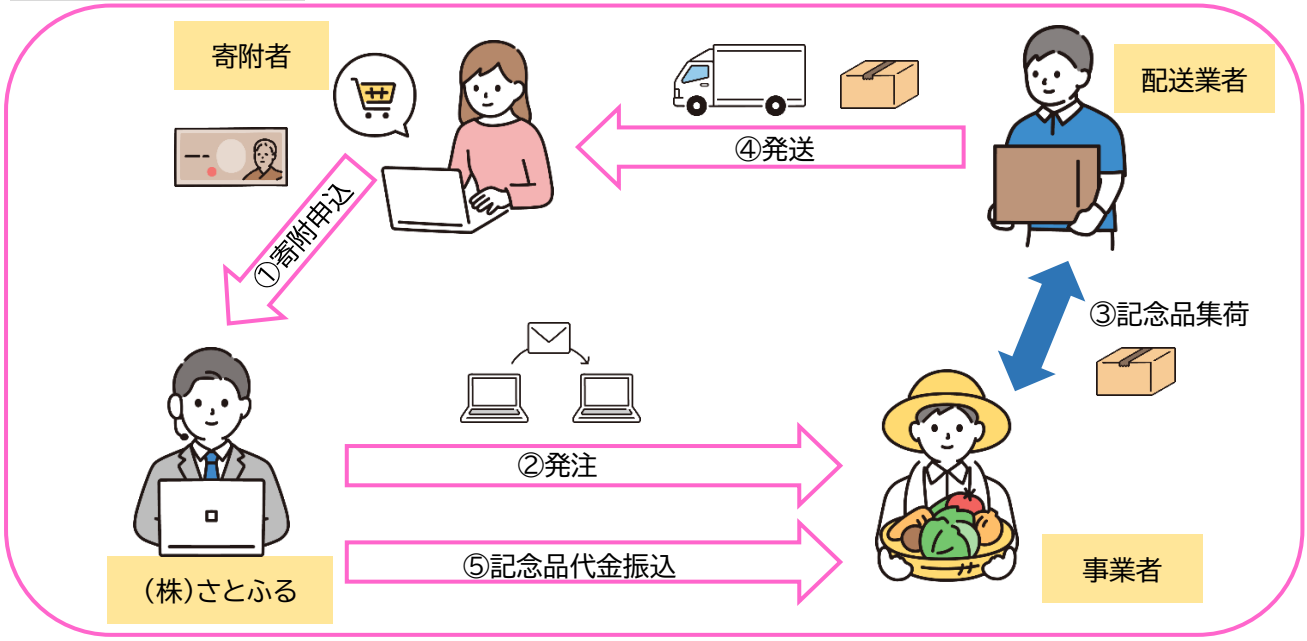

● ポータルサイト「さとふる」へ掲載する場合、事業者は株式会社さとふると契約締結する必要があります。
● サイトへの記念品の登録については、事業者自身で行い、株式会社さとふるの確認と本市の承認が必要です。寄附金額の設定は本市が行います。
● 事業者への記念品の発注は、株式会社さとふるが行います。寄附者への配送は株式会社さとふるが手配する配送業者が行います。（配送業者が事業者へ記念品の集荷に伺います。）
● 記念品代金（商品代）は、株式会社さとふるから事業者へ支払いを行います。送料は、株式会社さとふるが配送業者へ支払いするため、事業者の負担はありません。

【 ふるなび の場合】

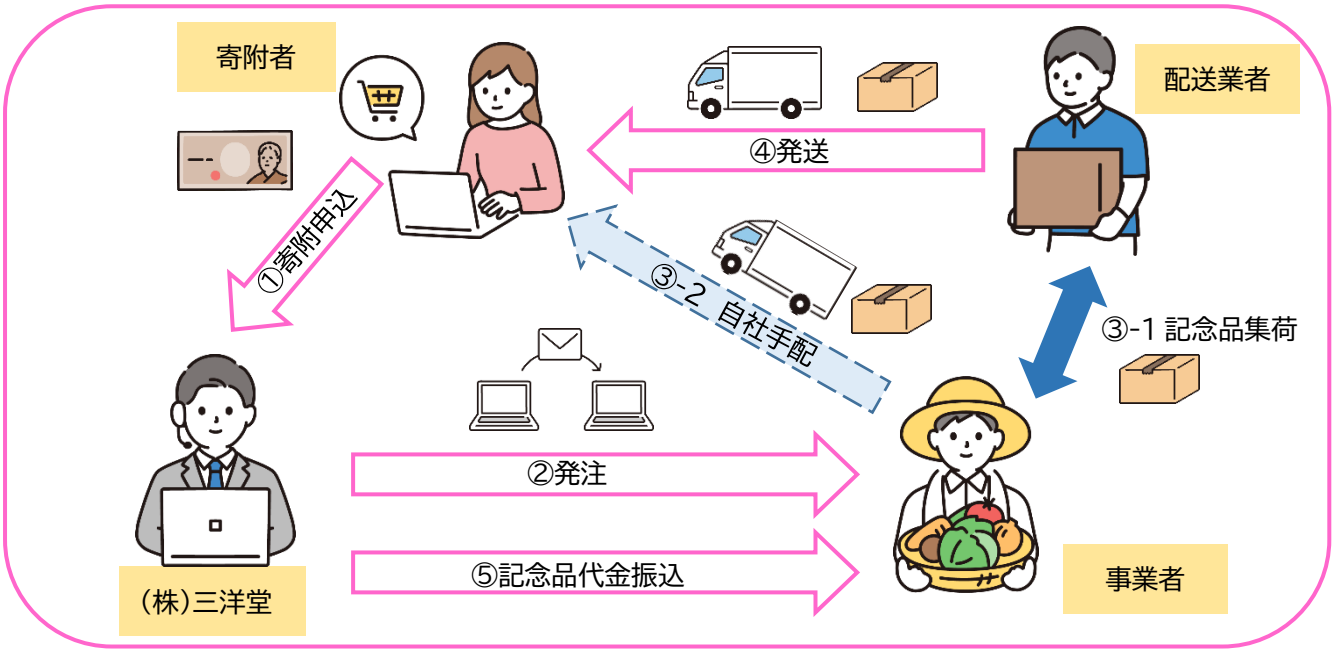


● ポータルサイト「ふるなび」へ掲載する場合、事業者は株式会社三洋堂と契約締結する必要があります。
● サイトへの記念品の登録については、株式会社三洋堂へ申請することで、株式会社三洋堂が登録を行います。寄附金額の設定は本市が行います。
● 事業者への記念品の発注は、株式会社三洋堂が行います。寄附者への配送は株式会社三洋堂が手配する配送業者が行うか、事業者の自社手配のどちらかを選択してください。
● 記念品代金（商品代）は、株式会社三洋堂から事業者へ支払いを行います。送料は、株式会社三洋堂の手配の場合は事業者の負担はありません。自社手配の場合は、本市への申請時と同様に申請金額を株式会社三洋堂が事業者へ支払います。

## 問い合わせ先

〒484-8501　犬山市大字犬山字東畑３６　犬山市役所 経営部 経営改善課
Tel：0568-44-0301　Fax：0568-44-0360　E-mail：furusato-kifu@city.inuyama.lg.jp